

## 【地方税率改正（法人市町村民税）のお知らせ】

平成26年度税制改正（地方税法改正等）に伴う

法人市町村民税の税率改正内容について

（平成26年10月1日以後開始事業年度から適用）

平成26年度税制改正で、「地方法人税の創設」及び「住民税法人税割の税率引き下げ」が行われ、平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。これを受けて、各市町村では、税条例の改正が行われています。

平成26年9月29日までに、1,718市町村中、1,440市町村について、改正後の税率が判明しましたので、中間報告としてお知らせいたします。

### 地方税法の改正内容（住民税法人税割の税率引き下げ）

地方法人税が創設され、法人税額の4.4%相当額が地方法人税として課税されることを踏まえ、住民税法人税割の標準税率が以下のとおり引き下げられました。

当改正は、平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。

(1) 道府県民税法人税割 5.0% 3.2% (1.8%引き下げ)

(2) 市町村民税法人税割 12.3% 9.7% (2.6%引き下げ)

なお、住民税均等割の標準税率は改正されていません。

まだ税率の未公表の自治体も多く、わかり次第、関係企業様には個別に連絡する予定です。また税効果会計の実効税率には影響がない予定です。